

議会改革に関する特別委員会会議記録（概要）

令和3年11月24日（水）

開 会（午後1時30分）

【前回からの確認】

島田委員長

前回の委員会において、制定予定のハラスメントの防止等に関する要綱を含め、議会関係の要綱等が市ホームページの例規集に登載されていないことについて、事務局に調べていただいたことを報告してもらいます。

古瀬議会事務局
主幹

例規集に登載するかについて、議会としての意思を確認していないことから公開されていないものと考えております。ただ、一つだけなぜ登載されているかについては確認できませんでした。新たに制定するハラスメントの防止等に関する要綱について、もし公開していくのであれば、制定した要綱の公開について委員会で意思を確認していただいて、要綱の制定の起案にHPの例規集に公開することも合わせて伺うことで、公開時期は四半期ごとなので少し先になってしまいますが、公開できるのではないかと考えております。

荻野委員

公開の時期があるということだが、直近でいうとその締切日はいつなのか。

古瀬議会事務局主幹	文書行政課で四半期ごとに各所属へ照会をしており、照会があった段階で調整を依頼するということになります。6月、9月、12月、3月の時期だと思います。
荻野委員	そのタイミングにもし間に合わなければ、また三か月後になるのか。
古瀬議会事務局主幹	そうなります。
荻野委員	ハラスメントの防止等に関する要綱については、この委員会でずっと議論してきたものなので、そこも含めてこの委員会で了解が取れば掲載の申請ができると考えてよいということか。できるのであればそうしたほうがよい。
古瀬議会事務局主幹	意思確認ができれば、文書行政課に確認しまして公開していけるものではないかと考えております。
石本委員	先日、パートナーシップ制度に関する要綱が各議員に配信されたが、あのような要綱もすぐHPに公開すると思う。とても大きな案件だが、それも三か月待つのか。ハラスメントの要綱も、午前中の議員説明会でも遡ってできるのかという質問が出たくらいなので、人に処罰を求めるかもしれ

ないものが暫く載っていないという状態はあんまりだと思う。例えば定例会で条例を定め、その後に要綱を定めるケースもある。そうすると可決した条例に基づく要綱も三か月しないと出ないのか。

古瀬議会事務局
主幹

時期やタイミングをもう一度文書行政課に確認します。

島田委員長

議会の意思確認が必要ということは、この委員会で載せるという意思確認ができれば載せられるということですか。

古瀬議会事務局
主幹

その方向で進められます。

荻野委員

ハラスメントの防止等に関する要綱は、あとは議長決裁で正式に効力が発生するということか。

古瀬議会事務局
主幹

そうです。

島田委員長

市HPの例規集に当委員会で議論してきたハラスメントの防止等に関する要綱を掲載してよろしいですか。

(委員了承)

荻野委員

他の委員会で所管している要綱もどこかのタイミングで確認をしたほうがよいかもわからない。

【議 事】

○政策研究審議会（11月8日開催）における審議結果報告について（所沢市議会基本条例の一部改正の妥当性について）

島田委員長

11月8日に開催されました政策研究審議会におきまして、当委員会が依頼しました諮問事項の審議が行われましたので、その概要をご報告し、共有してまいります。

議会モニターについては、廣瀬先生や西久保委員からもご意見がありました。西久保委員も議会モニター制度も市民は大変期待しているので、逐条解説の中でも、それを含めて解説したほうが市民の期待を裏切らないのでは、というようなご意見がありました。いずれにしても答申をもらってからです、そうしたご意見が2名の方からありました。

あとは文言のところ、できる規定なのに一部「やること」となっているとのご指摘もありました。

石本委員

議会モニターについては、今日の議員説明会でも中村議員、城下議員、村上議員からご意見が出たところだが、中村議員の意見で最初に議会基本

条例を作るときに、議会モニターにはかなり抵抗があったというのは私も記憶にある。「モニター」という言葉にじっくりしない方もいらっしゃるのかと思う。モニター以外に用語はあるのか。モニターという言葉に皆さんいわゆるオンブズマンというイメージをお持ちで、以前、愛知県岩倉市に視察に行ったときには、視察にも議会モニターがいた。皆さん「モニター」という言葉に抵抗があると私は感じている。私たちが議論したのは、インターンシップとかをやったときに、市の職員が対応してもらうときの根拠条例がなければということだ。城下議員はご経験があるので、今日はフォローするご意見が出た。決して悪いことばかりではなかったが、「モニター」という言葉に抵抗感があるので、「モニター」以外に言葉があればと思う。

松本委員

辞書によると、モニターとは監視すること。あるいはチェックすること。点検することだ。

島田委員長

廣瀬先生は条文には「広く聴取し」でもよいというような言い方をされていますが、その辺も含めて今日の議員説明会でも皆さん関心があるテーマだということがわかりました。

石本委員

最初に議会基本条例を作ったときも、政策討論会も三重県議会があるから入れようという感じで入れたのが事の起こりだ。その政策討論会も長野

県松本市議会が行っている政策討論会と所沢市議会が行っている政策討論会は、名前は同じだが内容は異なる。名称は独り歩きするというのはあるし、少なくともお二人の方から会派を超えて意見が出たということは、変えられる文言があるのならば持ち寄っては。

島田委員長

あとは答申を見ていただいていますね。西久保委員はモニターと書いてあるのにやらないというと、関心のある事項なのにどうしてやらないのかと、議会がせっかく行おうとしているのにマイナスに捉えられてしまうというご懸念の趣旨の発言をされています。

川辺委員

今日の議員説明会の内容は審議会委員に情報提供はするのか。

島田委員長

その予定はないです。

川辺委員

参考情報として提供したほうがよいのではというのが会派の意見として出た。

島田委員長

説明はさせていただいたので、その中にご準備していただければと思います。

ただ今、ご報告しましたとおり、審議会委員からのご意見が各条文について示されましたので、次回の政策研究審議会で答申書を受領し、その答

申内容を考慮した一部改正（案）や逐条解説の修正案を正副委員長で作成した上で、次回の委員会でみなさんに確認いただき、パブリックコメントに向け準備を進めていきたいと思ひます。

また、9月16日の委員会で議会基本条例の一部改正（案）に係る市民説明会の開催について話がありました。今後のスケジュールとして、パブリックコメントを実施し、3月定例会で修正案を委員会提出議案として提出を進める中で、市民説明会を開催することとしてよろしいでしょうか。

（委員了承）

川辺委員

石本委員からご提案のあった議会モニターに変わる言葉がというのは、特に持ち寄る必要はないということか。

島田委員長

検討していただき、あとは答申をもらってからで、修正ありきではなく、そうしたご指摘があったという共通認識を持っていただくということで。

矢作委員

市民説明会というお話だったが、だいたい3月定例会の前になるのか。

島田委員長

政策討論会が2月5日（土）に開催されるので、一度に開催したほうがよいのではと、正副委員長で考えましたがいかがでしょうか。

荻野委員

政策討論会のメンバーはいるのか。

石原委員

私です。

矢作委員

政策討論会の開催時間は何時からか。

石原委員

2時からの予定だ。

石本委員

基調講演はあるのか。

石原委員

今のところない。

石本委員

2月5日に開催するという事は、ほぼここで完成形ができているという事だが、1月17日に答申が出て、パブリックコメントはいつやるのか。

島田委員長

市民説明会の前後です。

石本委員

政策研究審議会が1月17日に開催され、恐らくその週に委員会を行い、だいたい最終案を固めて、2月5日に挑んでいくと。1月末になると視察を入れようとしている委員会もあるので、政策研究審議会のあとは1回しかタイミングが取れないと思う。そこで全部決めるという気持ちでい

ないといけない。

荻野委員

広聴広報委員会にはまだその話をしていないのか。

島田委員長

話はしていますが、正式に了承かというのはわかりません。広聴広報委員長からは座長に了解を取ればそれでよいと言われ、座長からは了解を取っています。政策討論会のポスターにお知らせを入れられないかという相談とかはさせていただいています。

石本委員

2月5日に開催するということは市議会だよりには間に合うのか。

古瀬議会事務局主幹

市議会だよりは2月15日発行なので、説明会は終了してしまっている状況となります。広報ところざわ2月号であれば、原稿が12月15日締め切りで1月下旬から発行されます。

石本委員

決定するのであれば広報ところざわの原稿も絡むのでここで決めないと。

島田委員長

細かい調整や広報の仕方は正副委員長に一任していただき、開催するということよろしいですか。

(委員了承)

荻野委員

政策討論会は中継はしないのか。

石原委員

まだそこまで議論されてない。

松本委員

テーマは何か。

石原委員

「コロナ禍の子供たち」だ。具体的な構成や中継の有無はまだ議論していない。

○その他

島田委員長

本日の議事は以上となりますが、前回までの委員会におきまして、9月定例会で提出された政治倫理条例改正の議員提出議案に係る質疑に関して、質疑された18番議員の発言の真意は、特別委員会でお互いに全会一致を目指して議論していただきたいという趣旨であったと、松本委員からご発言がありましたことから、以前の当委員会でも全会一致に向けた努力を重ねたところですが、まだ、委員会において議論する余地があるとするれば、委員会で一度、結果を見た政治倫理条例の改正について、再び委員会で取り扱うかどうか、持ち帰り検討していただいたと思いますので、その検討についてのご意見を伺います。

川辺委員 わが会派では、特別委員会で合意が取れなかったという結果に対して、期間として間も空いていないということと、大きな社会情勢の変化がないということもあるので、もう一度、特別委員会の中でテーブルに乗せることはしない方がよいという結論になった。

石本委員 川辺委員の会派は、議論の俎上に乗せなくてよいということか。

川辺委員 はい。

石本委員 この間、青木議員が議場で質疑した、もっと特別委員会でやったほうがよいのではないか、という意見とは逆ということによろしいか。

川辺委員 そのとおりである。

石本委員 正確な議事録は覚えていないけれど、このような議案の提出はいかがなものかという質疑があったが、それはそれとして粛々と議員提出議案として提出すればよいという考えで、結局、あの時、ここの議論というのは、もう一回議論しますか、しませんかという話であったので、全会一致にならないなら、再度、議論の俎上に乗せるのは、やるべきではないと思う。

委員会として見解を統一しておかないと、また質疑があったときに、委員会としてはこういう見解でまとまっていますという会議記録を残さな

いといけない。その会議記録を読んだ議員が議員提出議案を提出して、それに基づいて答弁されるかは自由である。そこはきちんと整理しておかないといけない。

島田委員長

政治倫理条例改正（案）を議論の俎上にのせるかのせないかということですね。

石本委員

乗っけないなら、議員提出議案が出ても特別委員会があるのに議論するべきだという質疑を議場でやるのはおかしい。皆が了解したのにどこかの会派でやろうとするのは、基本的に全会派が出てきていることが前提でこの特別委員会が成り立っているのだから。

川辺委員

確認だが、自由民主党としては、もう一度特別委員会の中でやるべきだとはっきり言っているのか。

松本委員

そこまで明確には言っていない。

石本委員

前回、持ち帰ったというのは、持ち帰った会派があると思うんだけど、どこの会派が持ち帰ったのか。

矢作委員

公明党である。

石原委員

前回の特別委員会で松本委員がもう少し特別委員会で揉んでからの方がいいのではないかという趣旨を私を感じて、前回、またここで議論するというご発言があったので、前向きなご提案なのかと思って、建設的な案があるのかと思ったが、前回から今回にかけて松本委員からのご提案はないということか。

松本委員

全会一致で本会議に上程するのを旨としたい。結局、反対しているのはわが会派であるから、石原委員が今言ったとおり、時間をいただけるかなという感じで、全会一致に向けわが会派も歩み寄るけれど、ほかの会派も歩み寄ることが模索できないかという意味で、全会一致で本会議に提出するのがよろしいのかと思う。

石原委員

今までの議論に加えて、ここなら折り合えそうといった提案を持って来られたわけではないのか。

松本委員

6分の5が了承していて、6分の1だけが了承せず引き延ばす形になるなら、ちゃんとした理由がないといけないのではないかと思います。

石本委員

いずれにしても持ち帰られた川辺委員の会派が議論の俎上にのせるのはいかがなものかということであれば、今まで全会一致を旨として、この

特別委員会はやってきているわけであるから、ここで話を終わりにするし
かないのではないか。

川辺委員

わが会派としては、全会一致という委員会運営が大前提にあって、議論
をした末に、合意が取れなかったという現実があったわけで、まずそれを
尊重したいということ。また、改めて短期間のうちにもう一度テーブルに
乗せるのは違和感があり、再度議論することはできないということだ。

松本委員の会派が議論したいということであれば、違っては来る。

松本委員

本会議に全会一致でないものを提出したので、限りなく全会一致にして
提出するべきで、歩み寄らなければならぬのは、わが会派かもしれない
けれど、青木議員はそういう意味で申し上げていたと私は認識している。

石原委員

先ほどはもう少し時間をかけたいというご発言だったが、どのくらいの
議論の期間が必要で、それでまた議論できる機会があるのかといったイメ
ージはあるのか。

松本委員

川辺委員の意見を聞いていて、いったんここで収束して、また改めた場
所でやるのがよいのかと思う。

島田委員長

いずれにしても川辺委員からは、この話は時期尚早といった話がでまし

たので、委員会としてはこの案件は全会一致にならないので取り扱わない
ということよろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

この件については、取り扱わないことといたします。

次に「所沢市議会議員政治倫理条例施行規程（案）」につきまして、
10月6日の当委員会で最終案としてご確認いただいたところですが、事務局での再度の確認において最終案の修正をするべき箇所があることがわかりました。まずは事務局から説明をお願いします。

古瀬議会事務局
主幹

島田委員長から午前中に行われた議員説明会でお話があったように、確認しましたところ修正した方がよい箇所が判明しました。政治倫理条例施行規程の様式第1号ですが、審査請求書の請求者の欄について、「生年月日」を削除し、次に、4項目の「4 紹介議員又は議員の連署」の「紹介議員又は」を削除するものです。

次に、様式第7号「職務関連犯罪容疑による逮捕後の説明会請求書」の「1 説明会の期日」及び「2 説明会の場所」の項目を削除すること、「3 説明会の審査事由」を「1 説明会の請求事由」に修正する、以上が修正すべき箇所になります。

島田委員長

今の事務局からの説明による修正箇所につきまして、特にご意見がござ

いませんでしたら、この修正案をもって最終案とし、施行規程の制定手続を進めることとしてよろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

9月定例会以降の委員会活動につきまして、12月定例会に中間報告を行うということによろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

私からは以上ですが、ほかに何かありますか。

石本委員

午前中の説明会で村上議員がおっしゃっていたハラスメントの定義の「他者」の解釈は、そこは認識を統一しておいた方がよいのではないかと。

石原委員

基本的に当事者間の問題なので、あまり第三者の要素は不確定なので、そこに含みを持たさない方がよい。

石本委員

当事者という定義が難しく、例えば、私が石原委員にいやなことを言っていて、それを聞いていた荻野委員や川辺委員や矢作委員が同じようにいやな思いをしたと言ったら、全員、当事者になるのかということになるわけである。当事者の範囲がどうなるのか。あり得る可能性があるのが、石原委員はいやな思いにならなかったが、ほかの3人はとんでもないと思う時

にそれぞれが「私はいやな思いをした」から当事者なんだという考えもある。そこは線引きが非常に難しい。

矢作委員

ここは定義である。一般的に定義されているものがあるのをそのまま持ってきている感じだと思う。だからこれについては変える必要はないと思う。

石本委員

共通認識を持っておいた方がよいということだ。

島田委員長

この定義を見ますと、自分に置き換えての話だと思います。複数人いて不快に思った人がいれば、その人へのハラスメントに当たると思われます。

石原委員

当事者として成立すればとうことだ。

島田委員長

「他者」というのは、誰か一人を限定しているわけではないということだと思います。

石本委員

男性がよく感じるのは、テレビでやっていたのだが、頭が薄くなってそれをからかわれたりすると、その人より頭の毛が濃いのに気になりだしている人にとってはすごく傷つくという話があった。実際に自分もそういう

時期があったから、そのテレビを見ていた時にその気持ちがよくわかると思ったことがあった。その当時はハラスメントと思わなかったけれども、どこを当事者と捉えるかということである。

委員会では見解を統一しておけば、川辺委員が会派に戻って村上議員に説明会でのご意見に対して、こうなりましたと説明もしやすくなる。

島田委員長

今の感じですと、複数人いた場合にその人それぞれの感じ方によってハラスメントだと思えば、その方が当事者になり得るので、この要綱に沿って手続きができるということになってきますけれど、そのような認識でよろしいでしょうか。

(委員了承)

石本委員

午前中の説明会と今の流れでいくと、1月17日に政策研究審議会、おそらく1月中に特別委員会が開催されて、2月5日に市民説明会、パブリックコメントも実施し、3月定例会の冒頭なのか、最終日なのか、タイミングはわからないが、議会基本条例改正議案を提出する。政治倫理条例を委員会で取り扱わないのであれば、いよいよこの特別委員会のクローズをどのタイミングでしていくか、私はある程度終わりが見えてきたのかと思う。

島田委員長

議会基本条例の改正までが我々に与えられていたものなので、3月定例

会に晴れて改正案が通れば、この委員会の任務は終わりかと考えています。

石本委員

基本的にコロナも収まってくると特別委員会も視察する可能性がある。特別委員会の視察は2委員会分、予算計上されている。例えばこの特別委員会が3月一杯でクローズになって、4月以降新所沢駅周辺まちづくり特別委員会のほかに、もう一つの特別委員会を立ち上げる可能性があるもので、この特別委員会の終わりについて共有しておいた方がよい。

先ほどの政治倫理条例の話は、別のステージで話せばよいというならば、議会運営委員会とかで議論してもらえれば全然問題ない内容である。私は3月一杯でよいと思っている。

島田委員長

いかがでしょうか。予定ですと3月定例会のどこかのタイミングで委員会提出議案で議会基本条例改正案を提出することになりますが、よほどのことがない限り、それをもって3月一杯でこの委員会は終わるという認識でよろしいでしょうか。

矢作委員

2月5日に市民説明会を実施して、その後に委員会を何回かやることになるのか。

島田委員長

そうですね、パブリックコメントを実施して、最終案を作成して確認し

てまとめるために委員会を開催することになり、委員会提出議案を提出することになります。

石本委員

例年、2月20日頃に3月定例会が開会になるから、もしそのときに収まらなければ、定例会最終日でもよいから委員会提出議案を提出すれば、決算特別委員会のように委員長報告後に委員会を廃止する流れのイメージを持っておけばよい。

島田委員長

スケジュール的には、そのような形で皆さんで共通認識を持つということでもよろしいでしょうか。

(委員了承)

休 憩 (午後2時18分)

(休憩中に協議会を開催)

再 開 (午後2時27分)

島田委員長

次回は、令和4年1月20日(木)の午後1時30分から、その次は3月定例会の議事整理日初日の午後1時30分からということでもよろしいでしょうか。

(委員了承)

散 会 (午後2時28分)